

「(仮称) 新男女共同参画推進計画(案)」に対する市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「改定やお女と男のはつらつプラン」の計画期限が今年度をもって終了することから、後継計画を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しましたので、その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいた意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ内容の趣旨の意見については、まとめて回答しています。

(1) 意見募集期間

平成20年12月25日(木)～平成21年1月23日(金)

(2) 提出方法、提出人数及び意見の件数

提出方法	提出人数(人)	意見件数(件)
郵便	1人	1件
電子メール	2人(内、1人は市外在住)	33件
合計	3人	34件

(3) 意見の概要と市の考え方

提出された意見を整理し、概要を示すとともに、類似する意見は一括し、市の考え方を示しています。

番号	指摘箇所	市民意見の内容	市の考え方
1	全体的に	<p>日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等が保障されているが、今なお性別による固定的な役割分担を反映した社会制度や慣行により、平等機会が保障されていない。</p> <p>少子超高齢社会における我が国の行く末を見るに、更なる女性の社会進出が望まれる。</p> <p>近年、女性の社会進出と出生率の比較資料でも、「女性の労働率の高い国ほど出生率が高い」という傾向が見られ、両者に関する社会環境が作用していると言われている。</p> <p>一方、我が国では男女格差が悪化している報告もあり、まことに憂慮すべきではないか。</p> <p>スイスのシンクタンク「世界経済フォーラム」によると、2008年版「世界男女格差報告」で世界130ヶ国中、日本は前年の91位から98位に後退した。今こそ女性パワーの出動を期待されている。</p>	<p>男女共同参画社会基本法の前文には、「・・・男女平等の実現に向けた様々な取組が・・・着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。」と明記されていますが、本市においても昭和63年に「男女平等を推進するための八尾市指針」を定め、諸施策を展開してきました。今後なお一層の施策を総合的・計画的に展開するため、今回提示案のような新プラン策定を検討しているところです。</p>

2	全体的に	全体的に「働けイデオロギー」が充満し、専業主婦の役割を軽視している。	本プランは、少子高齢化の進行・社会経済情勢の変化という中であって、男女とも多様な生き方・暮らし方を認め合える社会を目指しており、専業主婦を軽視したものではありません。
3	p 3 八尾市の取り組み ～プランの成果～	審議会・協議会への女性委員比率について、目標値を設ける意味はない。	まちづくり等の社会的活動については、男女によって参画状況に差が見られ、日常的な活動は女性によって担われていても、方針や意思を決定する段階になると男性の委員に偏る傾向があります。 このような状況をできるだけ効果的に改善し、両性の思いが偏りなく反映されるよう、あえて目標値を定めて、目標を顕在化させたものです。
4	p 3 八尾市の取り組み ～プランの成果～ 消防職への女性採用	消防職の女性への門戸開放は、屋内事務部門だけで、真の門戸開放ではないのではないか。	消防吏員の採用については、男女平等に受験機会を提供のうえ、実施しています。 消防職は、消火や救急をはじめとする災害現場活動のほか、予防査察、防火広報など様々な業務があります。 災害現場で活動する女性消防吏員は、全国的に増加しており、本市においても平成12年より女性消防吏員を配置し、救急隊員ほか様々な分野で活躍しています。
5	p 3 八尾市の取り組み ～プランの成果～ 女性職員の管理職への登用	女性の管理職登用を進めるために、女性枠を設けたのではないかと。機会さえ保障されておれば、結果は女性の能力次第である。	管理職への登用は、男女とも平等に昇任機会を付与し、競争試験である昇任考査の結果に基づき登用をおこなっており、男女の性別による枠は設けておりません。
6	p 4 八尾市の取り組み	アンケートで女性の3人に1人が暴力にあっていると決め付けるのは男性差別のきらいがある。 男性側も女性から暴力をうけることが多いのに、「男性に対する暴力」には一切取り組まないのか。 男性は常に加害者で、女性は常に被害者というイデオロギーを感じる。	平成19年市民意識調査によると、配偶者や恋人から暴力を受けたことがないという女性は46.7%、無回答が19.9%で、これを100%から差し引いた33.4%の人が何らかの暴力を受けています。(p 23図2-4をご参照下さい。) 同様の計算法で、男性の17.9%の人が女性から何らかの暴力を受けている結果です。 特に男性から女性に対する暴力は、数的に多いだけでなく、肉体的・経済的・社会的優位性を背景にストーカー行為や痴漢・セクハラのような「性暴力」として行われる場合があることが特徴で、男女共同参画社会の実現には大きな課題であることから、本プランでも取り上げたところです。
7	p 5 男女を取り巻く社会の状況	市民意識調査では、「社会通念・習慣・しきたり」の項目で、不平等感を抱く人が多いとあるが、この項目自体が曖昧で、恣意的に仕組まれた項目ではないか。	「社会通念・習慣・しきたり」以外に、「学校教育の場」「政治の場」「法律や制度の上では」等の項目も設けており、回答者個々人が自らの生活経験の中で感じた意識でアンケートに回答できるように、他市事例も参考にしながら設問設計を行なっております。
8	p 6 少子化対策について	少子化対策は少子化が進行するばかりで、何の役にも立っていない。 労働婦人に労働促進施設をつくるだけの施策で、少子化対策は不要である。	効果的な少子化対策を求めて、国も精力的に取り組んでいます。出生数・合計特殊出生率ともに下降傾向が続いています。 本市におきましては、「八尾市次世代育成支援行動計画」を策定し、各種の施策の推進にとりくんでおりますが、少子化の歯止めには男女(父親・母親)が共に子育ての喜びや苦勞を共有できる環境づくりが課題となっております。 そのため、男女双方の「働き方」を見直し、事業主にも協力を求め、男性も女性も仕事と家庭・地域生活を両立できるよう支援を進める必要があります。

9	p 6 少子化対策について	少子高齢化については、女性の高学歴化や社会進出との関係を指摘する研究は諸外国でも多いが、一切言及しないのは何故か。	少子高齢化のうちの「高齢化」については、女性の高学歴化や社会進出との因果関係を取りざたされることはありませんでしたが、「少子化」については、因果関係を取りざたされることがあります。 女性の社会進出が進むと出生率が下がると思われがちですが、内閣府の「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書」(H17.9)によると女性の労働力率の高い国ほど合計特殊出生率も高いという傾向が見られます。 少子化の原因を女性の高学歴化・社会進出にのみ求めるのではなく、両親が協力し、支えあいながら、子育ての難しさも責任も分かち合うことにより、子どもの成長を共に喜ぶことができるような状況をつくり出す、そのための施策について本プランでは言及しています。
10	p 7 家族規模の縮小	「世帯」と「家族」の欺瞞とすり替えが行われている。 すり替えまでして家族規模の縮小を主張するのは、家族を否定しようとする社会主義者・共産主義者の思想を感じる。	図1-4は世帯類型別構成比の推移を示しており、「世帯」規模について記述していますので、「家族」という言葉は使用せず、「世帯」という言葉に修正します。
11	p 8 女性の就労状況	M字型の就労型を否定する論旨で記載されている。 M字型の就労が間違っているのなら、その理論を述べる必要がある。	国勢調査結果から得られる5歳区分ごとの女性の労働力率をグラフ化するとアルファベットのMに似た曲線を示すことから、「M字型」と表現されています。 この曲線は、日本の女性労働の実態・事実を示すもので、この曲線の善悪や良否を論ずるものではありませんが、参考までにドイツやスウェーデンでは年齢階級別労働力率にM字のくぼみは見られません。
12	p 8 女性の就労状況	確かに30代で労働力率はグッと下がるが、これは女性の高学歴化・社会進出で晩婚化が進んでいることと、女性しか子どもを生めないという「性差」によるものであり、40代で社会復帰する女性の割合が増えていることを考えれば、妊娠・出産による一時的リタイアと社会復帰がスムーズに進んでいる証左ではないか。	総務省の労働力調査によると、昭和50年にはM字の底は25歳～29歳及び30歳～34歳でしたが、平成19年度では30歳～34歳及び35歳～39歳が底となっており、女性の晩婚・晩産化による子育て年齢の上昇を反映していると考えられます。 また、底の部分も上昇しており、M字のカーブは台形に近づきつつあります。 しかし、妊娠・出産による一時的リタイア後の社会復帰がスムーズに進んでいるかどうかは課題が残るところです。 労働力調査によると、労働者全体に占める非正規労働者の割合は約3割、その内、女性が過半数を占め、その7割が主婦を中心としたパートタイム労働です。 内閣府「男女共同参画に関する世論調査」(2005年)によると、「女性が職業を持つことについて」、男女ともに否定的な意見は少数(2.7%)であり、「子どもができて働き続ける」ことを肯定する意見が最多数(40.4%)になり、「出産や育児期には仕事を辞めて再就職する働き方」(34.09%)をも上回っていることから、本プランでは働く女性や働こうとする女性への支援策をあげています。
13	p 10 計画の目的	「性別にかかわらず」はジェンダーフリー、ジェンダーレスを意味する。 「性別にかかわらず」の部分は、「性差を尊重しつつ」に変えるべきだ。	「性別」という言葉は、①男女の生理的・肉体的な違いに基づく「性による別」と、②社会的に作られた「男性像・女性像」や「男らしさ・女らしさ」に基づく「性の別」があります。 ここの「性別にかかわらず」は、①の男女の生理的・肉体的性差を十分認識したうえで、②の意味で表現しており、「男だから、女だからと固定的・限定的にとらえるのではなく」という意味で使用しています。ご指摘のジェンダーフリーやジェンダーレスを想定したものではなく、男女の性差(生理的・肉体的な差)を無視したり混同したりすることを意味するものでもありません。

14	p 1 0 計画の目的	男女共同参画社会基本法第2条 「……もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ……」は共産主義の思想である。 国会の議決とは言え、欠陥が明らかになった今、地方自治体まで同じ間違いをするべきではない。	ご指摘の部分は、男女共同参画社会基本法第2条を引用した部分です。
15	p 1 5 性別による固定的な役割分担の解消	夫婦間で話し合った結果が、「男は仕事、女は家庭」であったとしても非難される筋合いはない。 各家庭の役割分担に自治体がいかなる理由で介入するのか。その理由を示されたい。	「性別による固定的な役割分担の解消」は、夫婦間の話し合いによる役割分担について言及するものではありません。 男性と女性には生物学的な違いがあり、社会生活において男女を区別することが必要な場合もあります。 しかし、「男は〇〇〇、女は〇〇〇」と固定的（決めつけるよう）に役割を分けることは、男性にとっても女性にとっても個性や能力の発揮を妨げる要因ともなるので、もっと柔軟に役割を考えよう、ということが意図するところです。
16	p 1 8 基本課題2	「幼児期から子どもの個性や能力を尊重することのできる家庭であることが必要」とあるが、幼児期から必要なのは、両親の存在、兄弟との関係を深く感じさせ、心の豊かさを養ってやること、基礎学力を身に付けさせ、個性発揮・能力展開できる素地を身に付けさせることだ。	ご意見のとおり、家庭には、心の豊かさを養ってやったり、基礎学力を身に付けさせたり、個性発揮・能力展開のできる素地を身に付けさせたりする役割(機能)があります。 加えて、男女が互いに尊重しあいながら協力する姿を見せ、幼児期から子どもの個性や能力を尊重してやる役割(機能)も必要です。
17	p 1 9 基本課題2	家事能力はともかく、女性に「優しさ」を期待したら性差別か？ 女性は「性差」で「母親」になることを期待されている。「優しさ」は期待するしかありません。	女性は性差により「母親」となりますが、同様に男性は「性差」により「父親」となります。 生まれた子どもにとっては、母親の優しさも父親の優しさも大切です。 「優しさ」は男性にも女性にも期待されるものと考えます。
18	p 2 0 施策の方向4	性教育は関係ないんじゃないの？	「男性である」・「女性である」という「性」は、自明すぎて意識化されにくいものですが、「男性である」・「女性である」という「性」は自分自身が大切にするとともに、他者からも大切にされなければならない人権です。 双方の「性」を大事にし、相手の人権・人格を大切にすることは、男女共同参画社会の実現に向けての課題です。
19	p 2 1 施策の方向5	生涯学習を強調する必要性は皆無である。 生涯学習は「ゆとり教育」による公教育の不足分を生涯学習で回収するという理論である。 基礎学力のある人は、生涯学習に自ら挑戦している。	益々長寿社会が進行することが予想されるなかで、これからは学校以外の場所でも、いつでも、誰でも学べるよう、多様な学習機会を提供する「生涯学習」の必要性は増すものと考えます。 教育基本法第3条(生涯学習の理念)では、 第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。 と、されており、この趣旨に沿って生涯学習の促進を図ります。
20	p 2 2～2 5 基本課題3	DV防止法犠牲者家族の会に所属しているものとして、全文書き換えを要求する。 離婚促進の役割を果たすDV防止法を自治体は見つめ直すことを提案します。	ドメスティック・バイオレンス(DV)は、親密な関係にある者の間で、両者の力関係をバックにして行われます。 親密な関係にある者の間で行われるため、これまでは「内輪のこと」として内在化していましたが、近年は多発化とともに社会問題化し、顕在化してきました。 DVが行われた結果として、離婚を選択するに至る場合もありますが、「暴力は相手に恐怖と不

			安を与え、自信の喪失や無力感をもたらし、相手を支配して従属的な状況に追い込む重大な人権侵害である」ことに気付き、暴力的手段を用いることなく解決に導くよう支援を行うのがこのプランの趣旨であり、離婚促進を目指すものではありません。
21	p 2 5 施策の方向 9	「痴漢冤罪事件」が全国で多発している。冤罪を勝ち取った人は多額の訴訟費用をつぎ込んでいます。 被害を訴える女性は「勇気があり」、男性は「卑劣だ」という固定的な役割分担意識が「冤罪」につながっている。	痴漢はあってはならないことですが、冤罪事件もあってはならないことです。 男女が互いの人権や性を大切にして認め合い、痴漢行為が根絶されれば、このような誤解や冤罪行為も根絶されます。そのためには、男女共同参画社会の実現化が求められます。
22	p 2 6 基本課題 4	「人権としての性の尊重」とあるが、なぜ「性の尊重」が人権としてとらえないといけないのか。 「性の尊重」とどう違うのか。「人権としての」は修飾語としての役割しかない。 自己決定権を強調するのではなく、自己にかかわる人たちの意見を尊重して自己決定することが必要と考える。	「男性である」・「女性である」という「性」は、自明すぎて意識化されにくいものですが、「男性である」・「女性である」という「性」は自分自身が大切にするとともに、他者からも大切にされなければならない人権です。 「性」は各人が持つ人権であり、自他ともに大切にしなければならぬという観点から、あえて「人権としての」と表現しております。 妊娠や出産などについて、自分にかかわる人たちへの「配慮」や「意見の尊重」は必要ですが、女性の場合は「産む性」として、男性とは異なる肉体的・生理的特徴があることから、自分の体について十分な知識と認識を持ち、主体的に納得のできる決定をできることが重要です。
23	p 1 5 基本課題 1	「国籍、暮らし方の違いにかかわらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するために」とあるが、これはユートピアであり、夢物語である。 現に多くの外国人が流入した結果、今まで考えられなかったような事態が毎日起こっている。	「誰もが暮らしやすい社会の実現」は困難なことですが、国や自治体等のめざす目標です。 言葉や文化・生活習慣の違いは障害の一つですが、地球規模でグローバル化が進展している近年にあっては、外国人を排除するのではなく、むしろ認め合い、互いの違いを豊かさに昇華させる努力が求められています。
24	p 1 7 施策の方向 4	多文化共生は関係ないのではないか。 男女共同参画目的の税金や権限を他の目的に流用するのは止めて欲しい。	グローバル化の進展は今や「国際交流」や「友好親善」のステージを超えて、ともに違いを認め合いながら一緒に支えあって暮らす「共生」のステージに至っています。 国際結婚が一般化し、外国人市民が地域と一緒に暮らし、職場で一緒に働く時代となりました。 男女共同参画の実現には外国人市民の抱える課題の共有・解決も必要なことから、本プランでは取り上げています。
25	全体的に	全体的に自己中心主義の個人主義が貫かれている。 社会に蔓延している社会的事件の要因にもなっている個人主義を促進する危険な役割を果たしている。	この計画は、男女が一緒に生き生きと個性と能力を発揮し、協力しあい、責任も共に担う「男女共同参画」をめざしたものであり、自己中心的な個人主義をめざすものではありません。
26	p 4 2 基本課題 8	あるときは「性別にかかわらず」、あるときは「男女のニーズの違いを配慮」と、全くと都合主義的思想である。	「性別にかかわらず」は、「男はこう、女はこう」と決め付けて固定的に考えるのではなく、「男性も女性も」という意味で使用しています。(番号 13 の回答をご参照下さい) 「男女のニーズの違いを配慮」は、男女は生理的・肉体的に違いがあることから、生理的・肉体的な違いからくる男女のニーズの違いには配慮が必要であるという観点で表現しています。 ご指摘の表現は P43 の防災・災害復興活動のあり方についてふれている部分ですが、例えば、避難所での集団生活の際の間取りや仮設トイレの設置などで、男女の生理的・肉体的違いから生じるニーズの違いに配慮が必要、という意味で表現しています。

27	p 4 2 基本課題 8	災害で女性の被害が多いのは男女間の体力差というのものがあるのでは ないか。偏見なのでは？	災害時に女性の方に被害が多いのは、ご指摘のとおり男女の体力差にも起因 すると考えられます。 また、女性の方が長寿で、一人暮らしの高齢女性が多いことも原因の一つ です。
28	p 4 6 推進体制	男女共同参画推進条例の制定を検討するという項は削除すべきである。 条例の制定・改廃は市長と議会の権限であり、計画の中で言及するのは 「卑怯な手段」と言える。	男女共同参画を効果的・総合的に進めるために、本計画のように市民ととも に必要な関連諸施策を検討し、計画的に進めていくことも有効ですが、条例 は、男女共同参画社会推進に向けての市民や市の姿勢や目標・方針等、推 進の基本的な事項と一緒に検討し、明確に内外に示すものであり、効果 が期待されることから、条例制定に向けて検討してまいります。
29	p 4 7 総合評価入札制度	総合評価入札制度採用には絶対反対である。	総合評価入札制度については、業種、評価項目、基準等、多くの課題があ り、慎重にかつ多角的な観点から検討していかなければなりません。他市 の例にも学びながら、検討していきます。